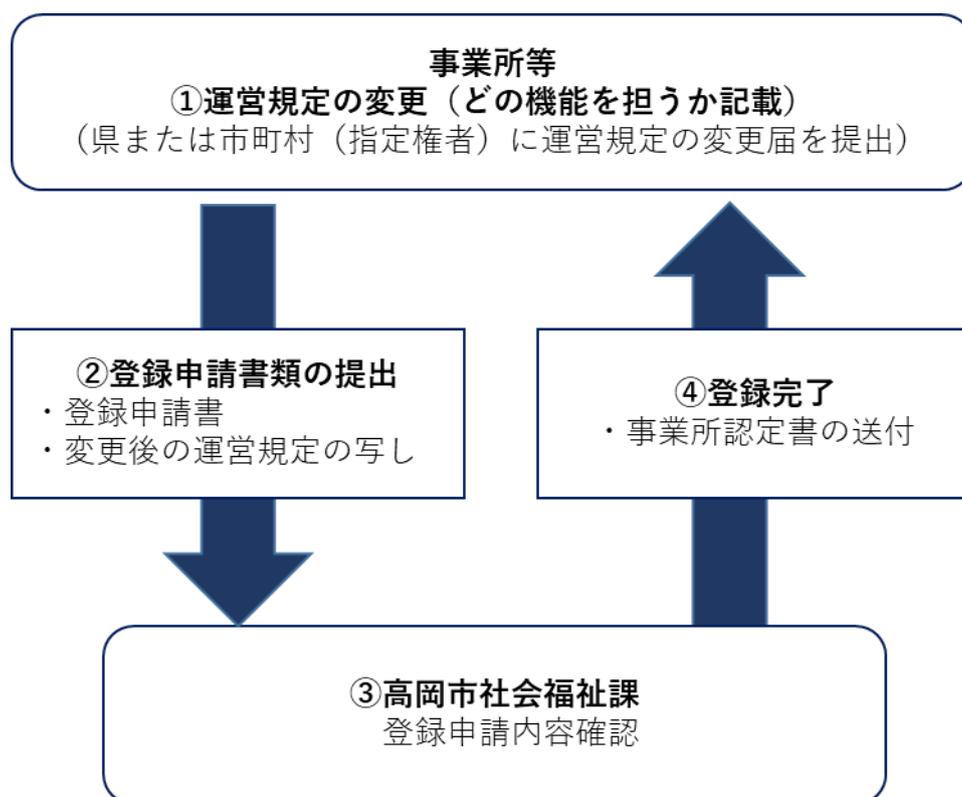


## 地域生活支援拠点等事業所の登録について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、あらかじめ本市と事前に協議をし、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定したうえで、市に届出書等を提出していただくことにより、地域生活支援拠点等事業所として登録されます。

### 1 登録手続の流れ



※指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所以外の事業所は、高岡市から事業所認定書を受け取り後、県への変更届が必要です。